

別表3 飲食料需要部門の範囲

需要部門	令和2年産業連関表・基本分類（列）	産業連関表における扱い	列NO
食品製造業	食肉、冷凍魚介類、精穀、酪農品、その他の畜産食料品、塩・干・くん製品、水産びん・かん詰、ねり製品、その他の水産食料品、製粉、めん類、パン類、菓子類、農産保存食料品、砂糖、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖、動植物油脂、調味料、冷凍調理食品、レトルト食品、そう菜・すし・弁当、その他の食料品、清酒、ビール類、ウイスキー類、その他の酒類、茶・コーヒー、清涼飲料、たばこ	中間需要 (内生) 部門	028 ～ 053 057
外食産業	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス		096 097
最終消費	航空附帯サービス、映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）、公務（中央）★ ★、公務（地方）★★、学校給食（国公立）★★、学校給食（私立）★、医療（病院）、医療（一般診療所）、医療（歯科診療）、医療（調剤）、医療（その他の医療サービス）、社会福祉（国公立）★★、社会福祉（非営利）★、社会福祉、保育所、介護（施設サービス）、介護（施設サービスを除く。）、対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★、法務・財務・会計サービス、労働者派遣サービス、宿泊業、冠婚葬祭業		086 ～ 091 094 095 099
	家計外消費支出（列）、家計消費支出	最終需要 (外生) 部門	102 103

注：1 輸出（特殊貿易）、輸出（直接購入）は最終消費に加え、輸入（特殊貿易）、輸入（直接購入）は最終消費から控除している。

2 外食産業について、外食産業（自部門）への産出は計上していない。

3 上記以外の部門への産出は、国内で食用として消費されるものでないことから計上していない。

4 産業連関表において、★★は政府サービス生産者、★は対家計民間非営利サービス生産者を示している。